×××時の話題×××

県計画

総仕上げでどこが明確化されたか？

全国水準にくらべて、ますます低下の傾向にある本県の所得水準を、なるべくすみやかに引き上げて、県民生活の向上と安定を実現しようと、県では長期の経済計画を、県計画（案）―県民所得増大のための基本方向―と銘打って総論と各論をそれぞれ一月及び三月に発表しました。

これに対し、県議会をはじめ各方面から、いろいろ貴重など批判や意見をうけたまわりましたので、これらの点を十分に検討考慮して、このたび次のように総仕上げをしました。

第二次産業の振興を明確化……

まず、その第一点は、県民の所得水準を向上させるためには、県経済の拡大発展が必要ですが、それには、農業等の第一次産業の発展には限度があるので、あわせて工業等の第二次産業の振興も促進しなければならないということを明確に表現したことです。

本県の産業構造は、生産所得において第一次産業三〇・四％第二次産業二一・七％、就業人口において第一次産業五三・五％、第二次産業一三・七％（ともに基準年次）で第一次産業の比重がきわめて高く、第二次産業は低くなっています。

ところが、最近のめざましい経済発展は、工業など第二次産業の異常な発展に支えられているのです。

本県でも、戦後の昭和二十六年を基準にして、昭和三十三年までの生産所得の成長率をみますと、第一次産業が一二九・〇％に対し第二次産業は一六四・八％と農林水産業よりも鉱工業等の成長が高くなっています。

このような経済の実情からして、計画においても昭和四十五年までの生産所得の年平均成長率は第一次産業三・五％、第二次産業九・一％と見込んでいるとおり、県経済を拡大発展させ県民の所得水準を向上させるためには、農業の発展だけでは限度があり、やはり工業化も大いに促進しなければできないことは云うまでもありません。

この考え方が、原案には明確に表現されていないきらいがありましたので、その点を計画の基本方向に明記しました。

米の重要性を再確認

第二点は、計画の基本方向の中の農業については、「成長農業の躍進」ということで、「成長部門（畜産・果樹）の飛躍的育成」と「企業的農業経営の育成」について概括的に述べ、畜産・果樹のみをとりあげていたので、他の部門は軽視しているかのような印象を与えるむきもありました。

そこで、これを「農業の躍進」と改め、その中で「生産の選択的拡大と合理化」「企業的農業経営の育成」の二つの柱としました。

すなわち生産の選択的拡大と合理化では、米が本県農業総生産額の四六・七％（基準年次）を占め、農家経済の支柱となっており、きわめて重要な部門であることを再確認しました。

しかしながら、米は全国的にみれば、もはやダブツキはじめようとする情勢にあるので、今後の方向としては、生産性の向上と品質改善に努力する（適地では、さらに進んで主産地の形成もはかっていく）ものとします。

なお、その他農産物のうち、麦のように需要が減ると思われるものは、生産の転換をはかりまた、外国農産物と競合関係にあるものは、生産の合理化につとめることとしました。

換言すると、地域の自然的経済的諸条件を考慮しての「生産の選択的拡大と合理化」をはかって、本県農業の躍進を期することとしました。

中小企業の育成強化も……

第三点は、計画の大きな一つの柱として「工業化の促進」を基本的方向にとりあげて、工場の誘致を強く進めることにしていました。

しかしながら、本県の工業の現況をみますと、従業員数九十九人以下の工場数は九九・一％と全企業の殆どが中小企業によって占められ、一方、生産額は百人以上の工場によって六三・二％も占めています。（ともに昭和三十四年工業統計調査）

したがって、このような現実からして、工業化の促進については、まず、中小企業の育成振興と、既存大企業の安定的成長に努めることがきわめて重要です。

そこで、産業基盤の先行的整備とあいまって、新規工場の誘致を積極的に推進するとともに、中小企業および既存大企業の育成強化をはかることを併せて明確にしました。

（企画室）

数字をまとめると……

生産所得……	第1次…	30.4％
	第2次…	21.7％
その成長率……（昭26を100）	第1次…	129.0％
	第2次…	164.8％
昭和45年までの年平均成長率……	第1次…	3.5％
	第2次…	9.1％

県内の米の生産額は、農業全体の46.7％

資料室

軽免許

その疑問にこたえます

軽免許について、皆さんが日頃から不審に思い、あるいは、知りたいと思つておられる点について説明しましょう。

身体に障害のある人が免許試験を受けるようとする場合は？

免許試験では、最初に自動車等の運転に必要な適性について試験します。この試験は、視力の色彩識別能力、聴力及び自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある手足又は体の障害の有無について試験をします。この試験に合格しないと、他の試験を受けられませんので、免許申請をする前に、警察署の免許係に相談し、その認定を受けてから申請されるようにお奨めします。

技能試験は？

この試験は

(一) 運転装置を操作する能力

(二) 交通法規にしたがって運転する能力つ運転しようとするものについては、それぞれの該当車を使用させる」よう規定され、また同条第五項には、「試験車は、公安委員会が提供し、又は指定した自動車を使用すること」になっていますので試験車はなるだけ県において準備し、原則として持込車を認めないことにしています。

★

(三) 運転中の知覚及び判断力について行います。

運転距離は約四百㍍、コースは前記三点を試験するのに適当なものを選んで行います。採点は減点式で、七〇％以上の成績が合格。

試験車？

軽免許の試験車は、道交法施行規則第二十四条第二項に、「三輪又は四輪の軽自動車だけを用した車種だけしか運転できない車種限定の免許証が交付されます。

しかし二輪や農耕作業用、又は特殊作業用の軽自動車で試験を受けると、試験の時に使

しかし、公安委員会が、特殊の試験車を持っていない場合など、特に必要がある場合には、借上車とか持込車を認めることもあります。

限定免許とは？

免許に際して、その免許によって運転できる車種を限定したり、条件をつける場合があります。これは試験車のところで説明しましたように、軽免許の試験車は、三輪又は四輪の軽自動車が細則であり、これで試験に合格しますと、すべての軽自動車に乗れるわけです。

の程度に応じて車種を限定したり装置すべき補助手段が指示されますので、指定された車種でしかも補助装置を備えたものでなければ運転できません。

（県警察本部）

モニター・ルーム

航送船道路の拡張をはやく

問

荒尾市市屋―長洲間の有明航送船道路の幅を拡げる工事は毎年続けられ、いまでは、増永と牛水附近の人家密集地帯が残されている。

このあたりは補償等の問題でいろいろと難かしい地点と思うが、旧県道の幅員は狭く、大型バスの交通量が増えた今日では、退避場所もないところが多いので非常に危険である。早急に工事を進めてもらいたい。

荒尾市の一モニター（農業、三十五才）

×　×

答

ご意見をいただいた箇所は県道荒尾・長洲線と称し、長洲町から海岸よりを荒尾、大牟田市内に結ぶ路線です。

一応増永―牛水間の全体計画をたて、毎年継続事業として、単県費で用地補償をし、拡幅工事を労働省予算で一般失対事業として採択し、現在おゝせのとおり増永―牛水両地内二百米前後が未改良として残つています。

これは、沿道に店舗や家屋がつらなつており、家屋の切断や移転等で相当困難な問題が多いので、地元のご協力をお願いしています。

なお、用地補償等で多額の予算が必要になりますが、単県改良費としては、現在予算のワクでは単年度での完了はできませんので、今後も継続事業として施行したいと思います。

また、航送船道路としては長洲町から高浜を経て国道熊本・佐賀線に接続するようにいま長洲町地区を国庫補助工事で改良しております。